

北里大学P P A 弔慰金給付規則

第1条 北里大学P P A〔以下本会という〕は本会正会員又は北里大学学生〔以下学生という〕が死亡したとき、弔慰金を給付する。

第2条 正会員又は学生は給付理由の発生に際し申請書をP P Aに提出する。

第3条 本制度の運営は共済担当委員会〔以下委員会という〕が担当し、申請書の受理後委員会は速やかに弔慰金を給付する。

第4条 弔慰金の給付額は正会員、学生の死亡についていずれも30,000円とする。

第5条 この規則は平成15年5月25日より適用する。

附則1. 北里大学P P A共済制度災害給付細則第4条による死亡見舞金の給付を受ける学生は適用しない。

附則2. 本規則の執行はP P A共済事業会計により行う。